

【 品目分類セミナー 】

関税率表の解釈に関する通則

合成重合体及びこれに関連する物品の分類

東京税関業務部

首席関税鑑査官部門

品目分類の考え方

1物1分類

一つの物品は、他の項及び号に分類される可能性を排除して、一つの項及び号に分類されなければならない。

提示の際の現況

提示(輸入申告)の際の貨物の現況による判断が大原則である。

正しい品目分類に 必要なこととは



- 正確な商品把握
- 関税率表体系の理解
- 部注、類注の理解
- 関税率表の解釈に関する通則の理解



「関税率表の解釈に関する通則」

(以下、通則という。)



「関税率表の解釈に関する通則」とは (以下、通則という。)

- ・国際貿易において
商品を一時的に分類するためのルール
- ・通則は、6つのルールから成っている。

通則1～5

項(4桁)の所属を決定

通則6

号(6桁)の所属を決定

備考

日本独自の規定

通則の構成

項の所属 (4桁)

・通則1

基本原則

・通則2

項の範囲を拡大

・通則3

二以上の項に属するとみられる
場合の決定方法

・通則4

属する項がない場合の決定方法

・通則5

収納容器、包装材料、包装容器

号の所属 (6桁)

・通則6

号の決定方法

通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、

かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

通則1の前段は、

- 部、類及び節の表題は、見出しとして設けられたもので、単なる参考であることを規定している。

これらの表題は分類の見当をつける際に利用する。

例えば！

「ヘキサン」であれば→

第6部 化学工業の生産品→

第29類 有機化学品

但し、例外もあるので注意！

通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、

かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

項の規定、類の注の規定に従うとは

例えば、「**有機化合物**」の所属は

第29類注1では、

“この類には、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の**有機化合物**“

と規定されていることから

項の規定及び類の注の規定に従い→

化学的に単一のヘキサンは、**第29.01項**に分類され、

ヘキサンとアセトンの混合物は、**第29類**から除外される。

通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、

かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

通則1の後段は、

- 項又は注の規定により項の所属を決定できない場合には、通則2以降の原則に従ってその所属を決定することを規定している。
- 項の規定及び注の規定が最優先【原則】
- 通則1で決まらない場合に通則2～4を適用【例外】

多くの物品は通則1で分類される
つまり通則1のみで終わり

通則2(抜粋)

(a)

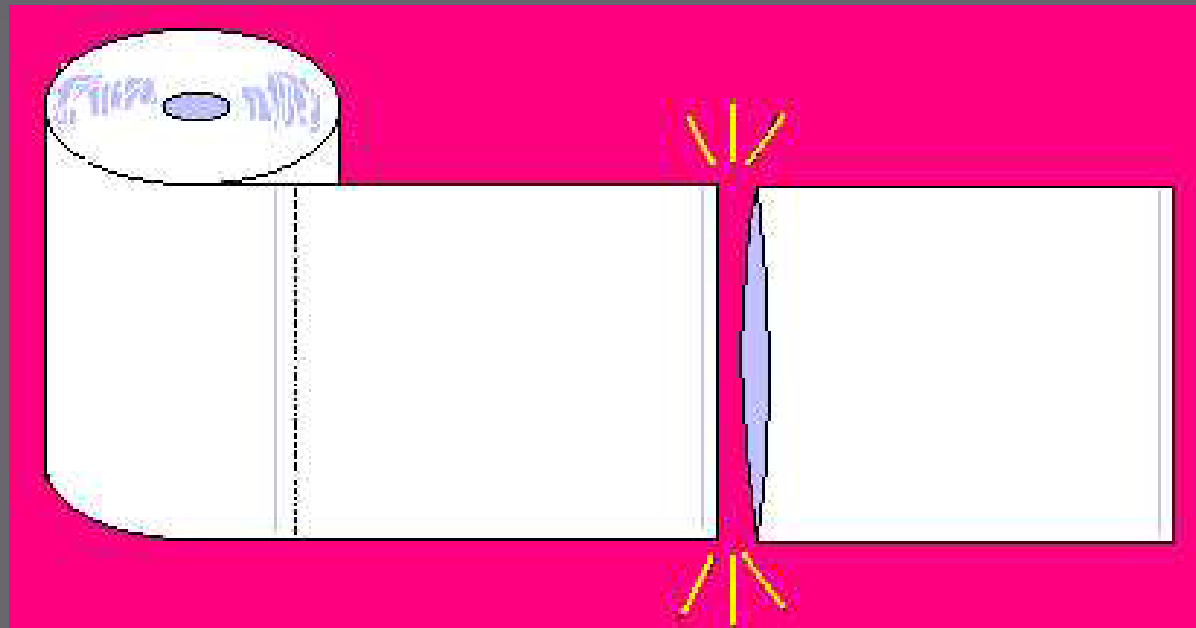
- ・各項に記載する物品には、未完成のもので完成品として重要な特性を有するものを含む
- ・完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む

(b)

- ・各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む
- ・特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む
- ・二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する

2(a)の前段...各項に記載する物品には、未完成のもので
完成品として重要な特性を有するものを含む

★ロール状のポリ袋
(ミシン目を切り離すことにより、袋となるもの)



プラスチック製の包装用の製品として39.23項に所属

通則2(抜粋)

(a)

- ・各項に記載する物品には、未完成のもので完成品として重要な特性を有するものを含む
- ・完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む

- ・各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む

(b)

- ・特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む
- ・二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する

通則2(抜粋)

(a)

- ・各項に記載する物品には、未完成のもので完成品として重要な特性を有するものを含む
- ・完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む

- ・各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む

(b)

- ・特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む
- ・二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する

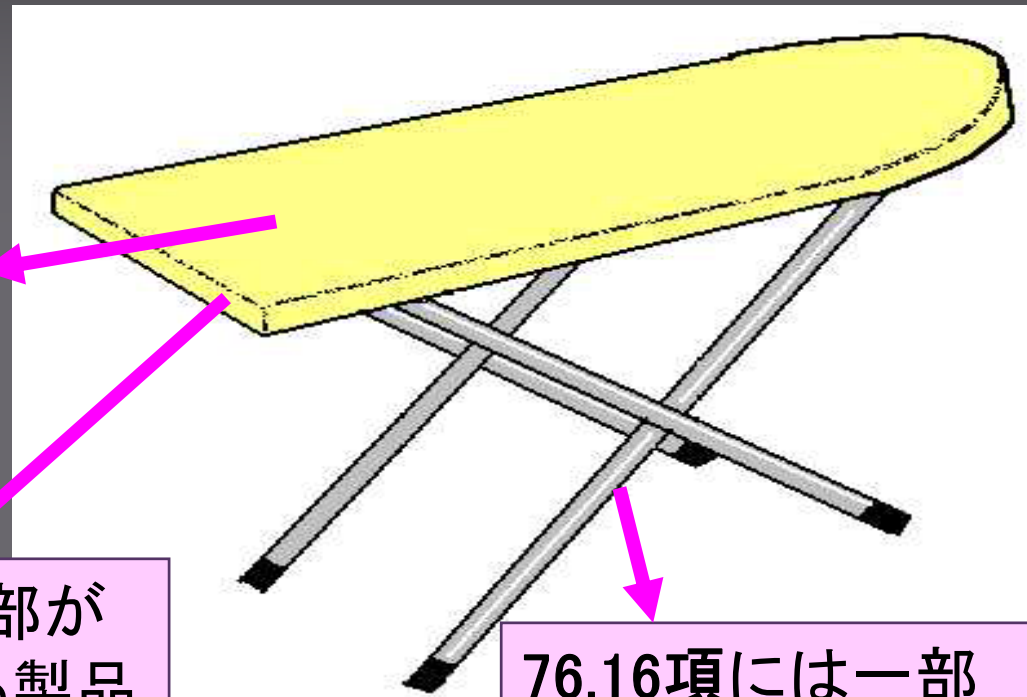
通則2(b)中段

★アイロン台(木製のベースを綿織物で覆い
アルミ製の足を取りつけたもの)

44.21項には一部が
木材から成る製品も
含む

63.07項には一部が
綿織物から成る製品
も含む

76.16項には一部
がアルミから成る
製品も含む



★2(b)により、3つの項に属することとなる。

通則2(抜粋)

(a)

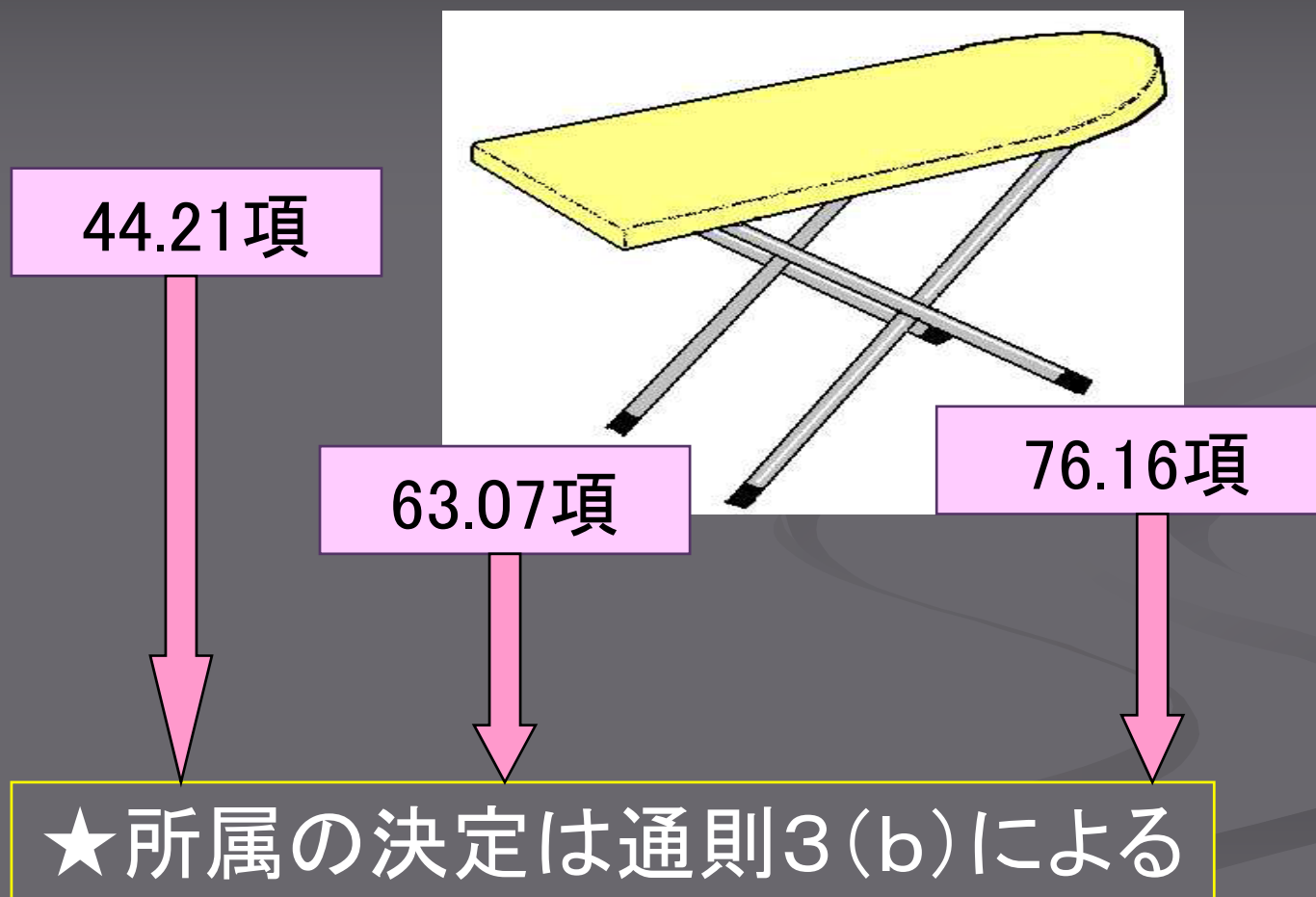
- ・各項に記載する物品には、未完成のもので完成品として重要な特性を有するものを含む
- ・完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む

(b)

- ・各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む
- ・特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む
- ・二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する

通則2(b)の後段は、

★二以上の材料からなり、二以上の項に属するとみられる物品の所属の決定は通則3による。



通則3 二以上の項に属するとみられる物品は (抜粋) 次に定めるところにより所属を決定する。

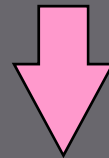
3(a) 最も特殊な限定をして記載している項が、
一般的な記載をしている項に優先する。

3(b) 混合物、異なる材料から成る物品、
異なる構成要素で作られた物品、
小売用のセットにした物品 であって、
当該物品に重要な特性を与えている材料又は
構成要素から成るものとして所属を決定する。

3(c) 等しく考慮に値する項のうち、数字上の配列
において最後となる項に属する。

通則3(b) 重要な特性に着目

- ① 混合物
- ② 異なる材料から成る物品
- ③ 異なる構成要素で作られた物品
- ④ 小売用のセットにした物品



当該物品に**重要な特性**を与えている材料
又は構成要素から成るものとして所属を決定する。

重要な特性を与えている材料・構成要素

物品の材料構成要素の

【客観的基準】

性質（重量、容積、数量、価格、厚さ、幅など）

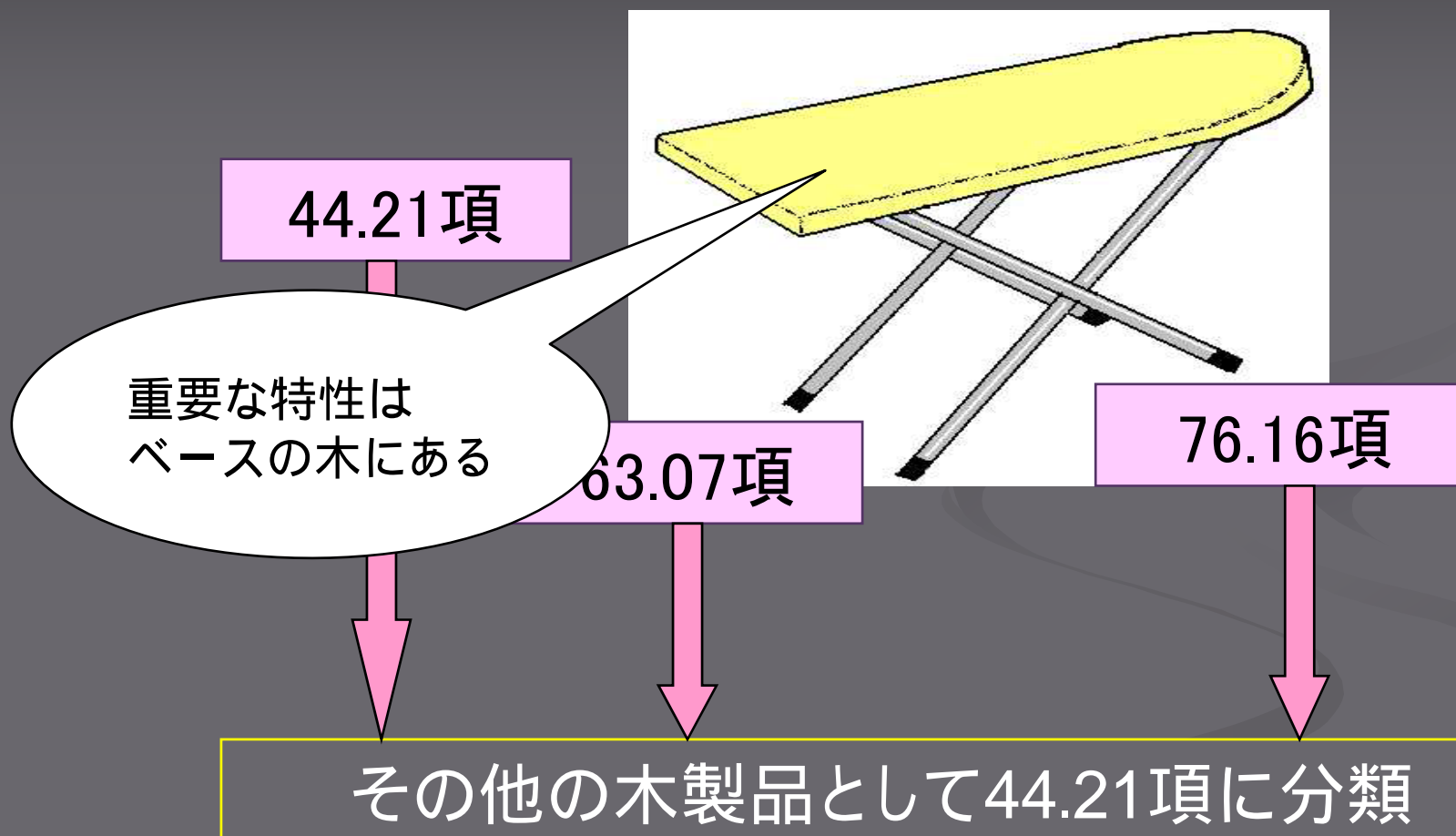
【抽象的基準】

機能、用途、役割など

により、ケース・バイ・ケースで判断

通則2(b)の後段は、

★二以上の材料からなり、二以上の項に属するとみられる物品の所属の決定は通則3による。



小売用のセットにした物品の要件

関税率表解説、通則3(b)()に規定されており、
次の要件のすべてを満たすものにかぎり適用される

(a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの

(b) ある特定の必要性を満たすもの又はある特定の活動を行なう為に、共に包装されたもの

(c) 再包装しないで、使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

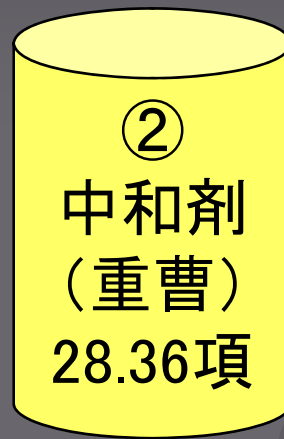
通則3(b) 小売用のセットにした物品

★床に漏れた薬剤を処理するキット ①

①～③の順に使用する。



\$1



\$2



\$5

3(b)を適用し

重要な特性をあたえている物品は
洗浄剤であることから

34.02項に所属が決定

通則3(b)

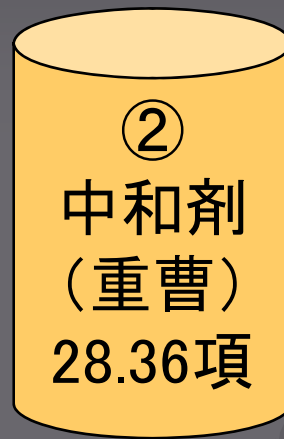
小売用のセットにした物品

★床に漏れた薬剤を処理するキット ②

①～③の順に使用する。



\$3



\$3



\$3

3(c)を適用し

数字上の配列において最後となる
項に属する

38.02項に所属が決定

通則4

前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、

当該物品に**最も類似する物品が属する項**に属する。

実際に通則4が適用されるケースは、ほとんどないことから、安易に適用しないこと。

通則5(a)

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で

特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、

長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、**当該物品に含まれる。**

ただし、この(a)原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

通則5(a)

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で

特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、

長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。

ただし、この(a)原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

通則5(b)

(b) (a)の規定に従うことを条件として、

物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に
通常使用する包装材料及び包装容器は、

当該物品に含まれる。

★ ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料
及び包装容器については、この限りではない。

通則5(b)

靴とともに提示された板紙製の箱、保護紙



通則5(b)

(b) (a)の規定に従うことを条件として、▼

物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に
通常使用する包装材料及び包装容器は、

当該物品に含まれる。

★ ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料
及び包装容器については、この限りではない。

通則5(b)



液化ヘリウムを充てんした
鉄鋼製高压ガス容器



反復使用に適することが
明らかな包装容器である



通則5(b)の適用はできず
73.11項(液化ガス用容器)
に属する
ヘリウムは第2804.29号▼

通則6(抜粋)

号の所属を決定する為のルールが定められている。

号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、
かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、
この場合において、
同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

通則のまとめ

① 通則1を適用

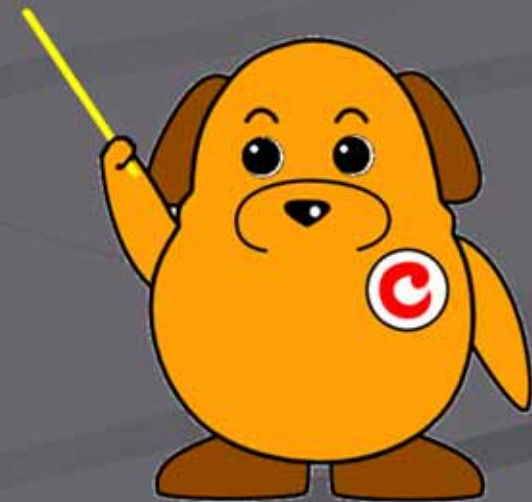
項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従って分類する。

② 通則3(b)を適用

当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとして分類する。

化学品の分類においては、通則1以外はほとんど適用されない。

合成重合体及びこれに関連する 物品の分類について



合成重合体とは

「合成重合体」とは、

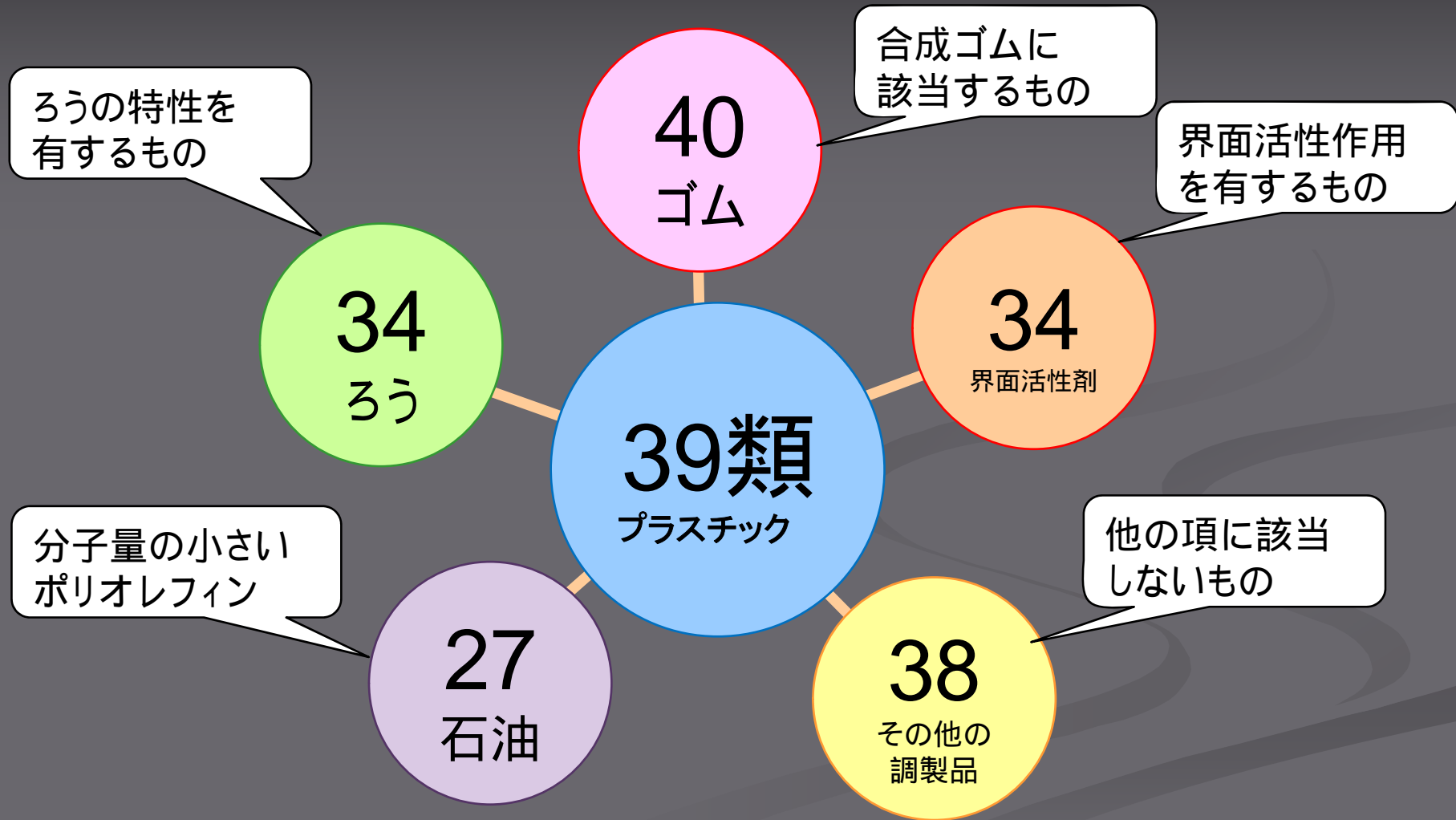
- ・ ポリエチレン
- ・ ポリプロピレン
- ・ ポリウレタン
- ・ ポリスチレン

などのポリマー



一般的には、関税率表第39類に分類

第39類のプラスチックと関連する物品



プラスチックとは

第39類注1

「プラスチック」とは、

39.01項～39.11項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、外部の作用(通常、加熱又は加圧、必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。)の下で、鋳造、押出し、圧延その他の方法により成型することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持できるものをいう。

第39類に分類される物品

第39類注3

化学合成により製造した物品で、

合成ポリオレフィン

クマロンーインデン樹脂

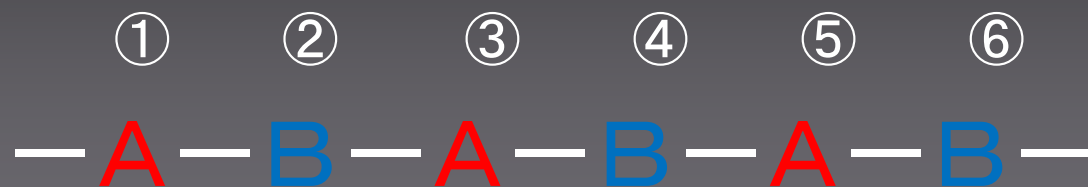
その他の合成重合体で、

平均5以上の単量体からなるもの

シリコーン

プレポリマー

単量体ユニットの計算



A **B** : 単量体ユニット

A—B : 繰り返し単位

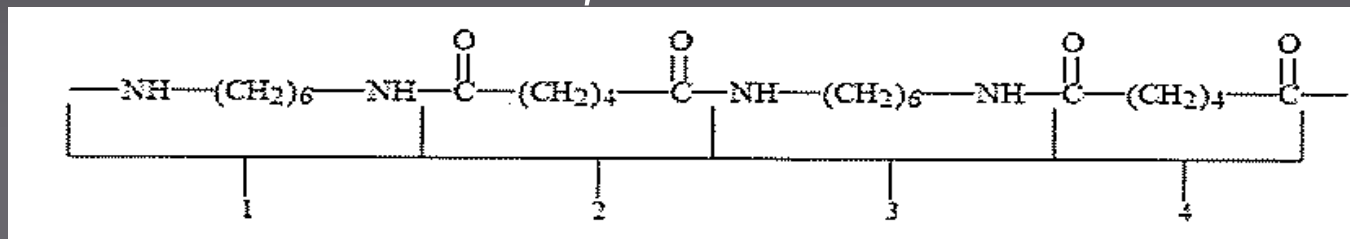
単量体ユニットの数: 6
繰り返し単位の数: 3



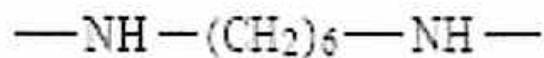
39類に分類

単量体ユニットの計算

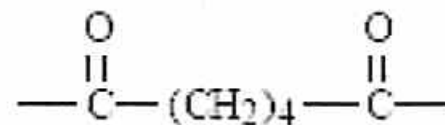
(例) ポリアミド - 6, 6



単量体ユニット (モノマーユニット)

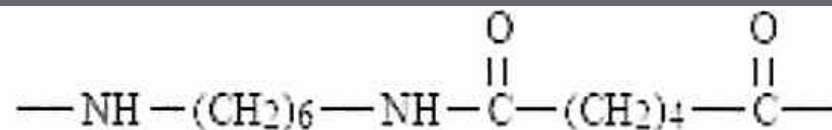


ヘキサメチレンジアミン



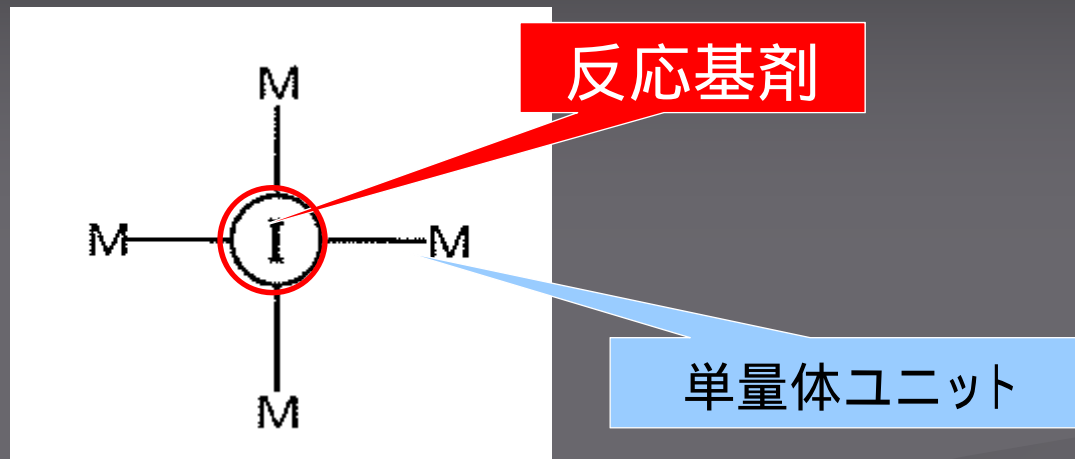
アジピン酸

繰り返し単位



単量体ユニットの計算

～ 複数の結合次数を持つ反応基剤から合成された重合体 ～

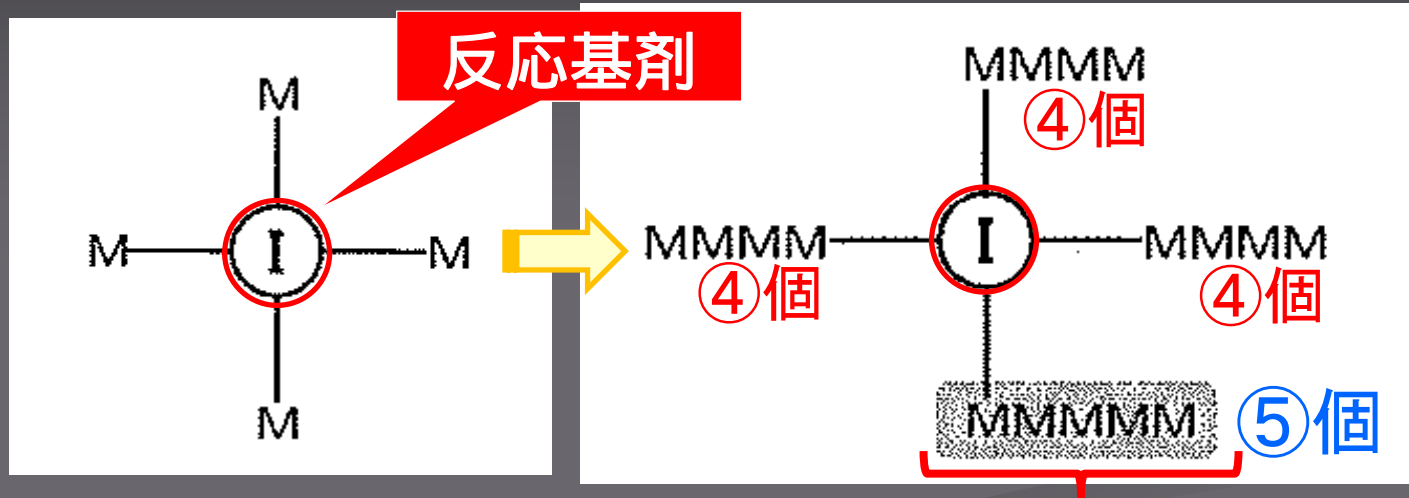


複数の結合次数を持つ反応基剤: (I)

- ・多価アルコール
- ・多価カルボン酸
- ・りん酸
- ・アミン

単量体ユニットの計算

～ 複数の結合次数を持つ反応基剤から合成された重合体 ～



平均5以上の単量体ユニット

平均5以上の単量体ユニットからなり、連続構造をもつ

反応基材を介することなく5以上の連続している部分を有する
反応基剤に平均的に重合させた構造として考える
いずれか1か所でも を満たす部分が存在すれば39類

プラスチックの分類

一次製品とは

- 39.01 ~ 39.11 合成重合体
- 39.12 ~ 39.13 天然重合体
- 39.14 イオン交換体

半製品、製品

39.15 ~ 39.26

半製品・・・棒、形材、管、板、フィルム など

製品・・・衛生用品、袋、家庭用品、建築用品など

プラスチックの一次製品

一次製品とは？

第39.01項から第39.11項において一次製品は、次の形状の物品に限る。【関税率表第39類注6】

- (a) 液状又はペースト状のもの
- (b) 塊、粉、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

プラスチックの一次製品

「一次製品」には

- ・ 硬化に必要な物質
硬化剤、架橋剤、共反応剤、促進剤 など
 - ・ 最終製品に特別な物性、所望の特性を与える物質
可塑剤、安定剤、充てん料、着色料 など
- 重合体以外の成分を加えていてもよい。

プラスチックの一次製品

ある物質を添加した結果、その物品が
関税率表において、より特殊な限定をした項に
該当することとなれば、

第39類の一次製品から除外される。

【より特殊な限定をした項】

- ・ 第32類 ペイント、顔料 など
- ・ 第35.06項 調製接着剤
- ・ 第38.11項 燃料油、潤滑油等の調製添加剤

合成重合体の一次製品

- 39.01 エチレンの重合体
- 39.02 オレフィンの重合体
- 39.03 スチレンの重合体
- 39.04 ハロゲン化オレフィンの重合体
- 39.05 ビニル重合体
- 39.06 アクリルの重合体
- 39.07 ポリエーテル、ポリエステルなど
- 39.08 ポリアミド
- 39.09 フェノール樹脂、ポリウレタンなど
- 39.10 シリコーン
- 39.11 その他の重合体(化学合成により製造)

共重合体とは

注4

「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない重合体

エチレン96% + プロピレン4%

共重合体とはみない

(ポリエチレンとして分類される)

エチレン94% + プロピレン6%

ポリエチレンの共重合体

共重合体の分類

共重合体の分類手順

項の決定

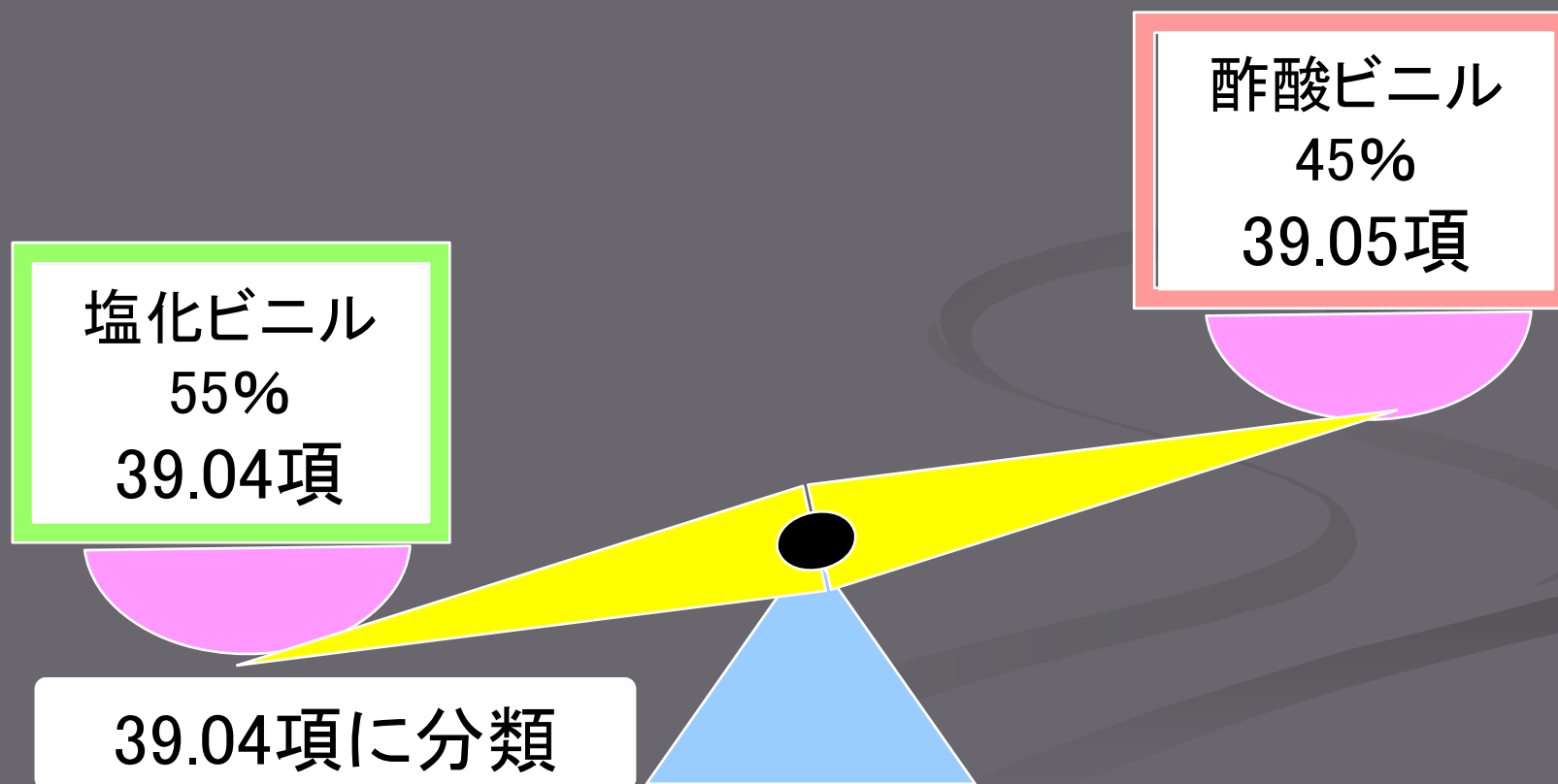
第39.01項～第39.11項のいずれの項に該当するか？

号の決定

それぞれの項の中で、いずれの号に該当するか？

共重合体の分類

共重合体及びポリマーブレンドは、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。



共重合体の分類

塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体

塩化ビニル55% + 酢酸ビニル45%
第39.04項 (塩化ビニルの重合体)

塩化ビニル45% + 酢酸ビニル55%
第39.05項 (酢酸ビニルの重合体)

第3904.30号 (塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体)
には、分類されない。

共重合体の分類

エチレン-プロピレン-イソブチレン共重合体

エチレン45% + プロピレン35% + イソブチレン20%

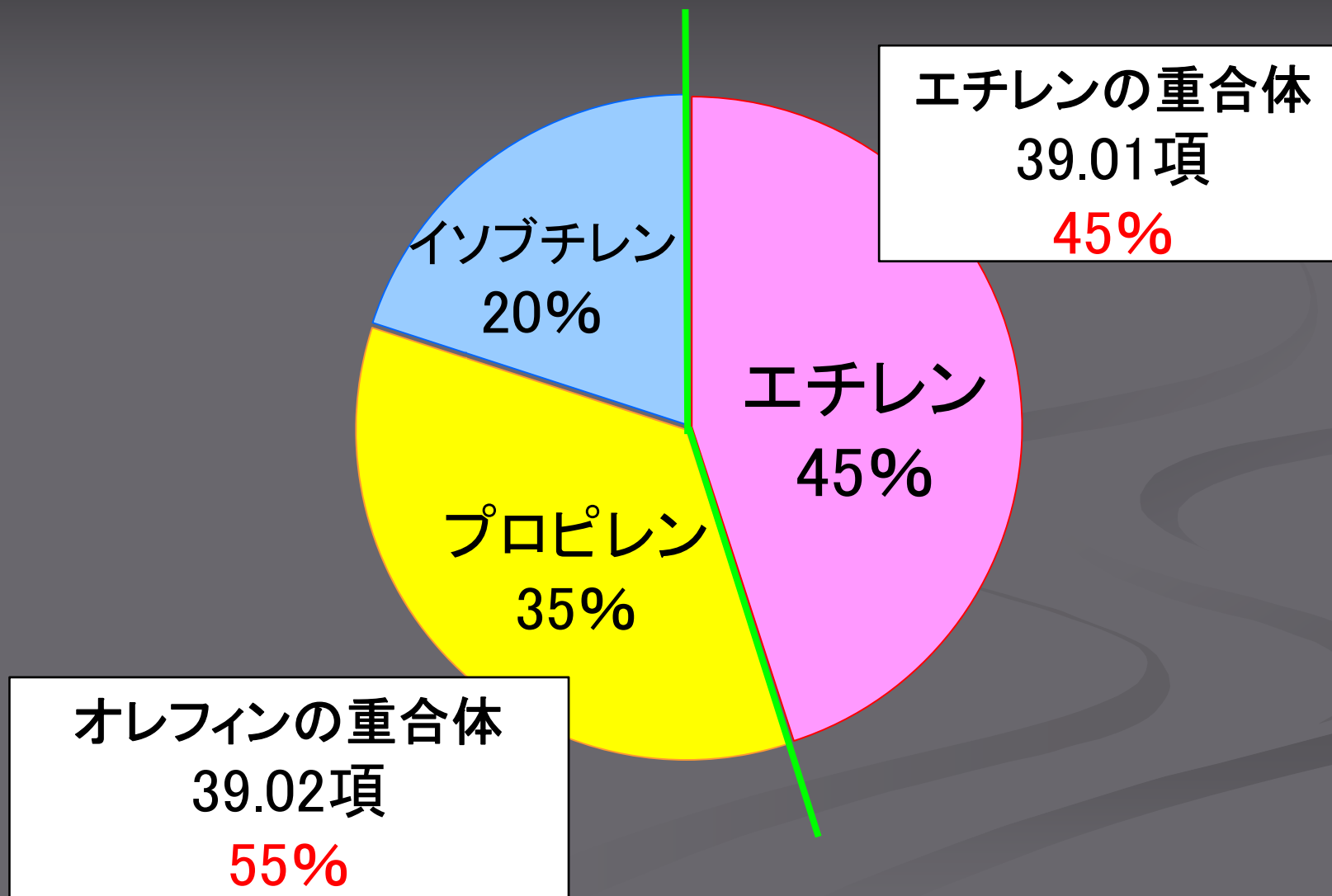
第39.01項 45%

第39.02項 55%

第39.02項(オレフィンの重合体)に分類

同じ項に分類されるものの重量を合計して考える

共重合体の分類



共重合体の分類

エチレンープロピレンーイソブチレン共重合体

エチレン45% + プロピレン35% + イソブチレン20%
プロピレン35% > イソブチレン20%

プロピレンの共重合体 3902.30

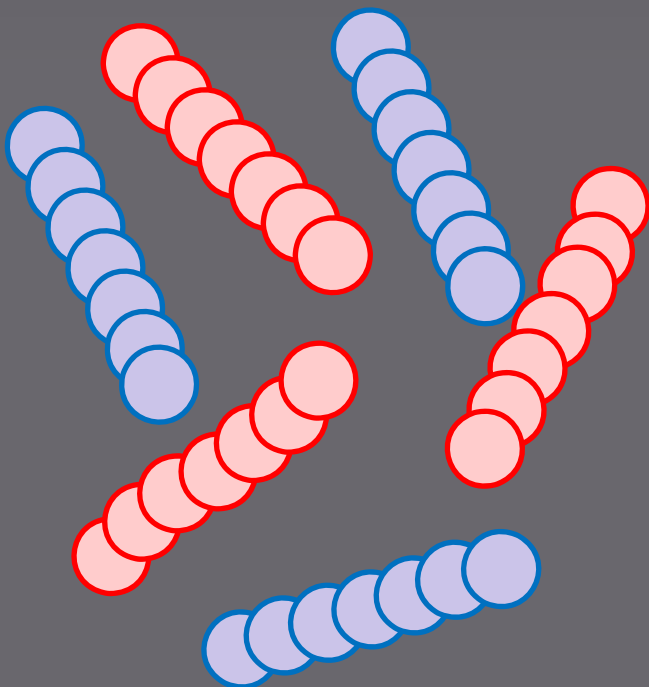
エチレン45% + プロピレン20% + イソブチレン35%
プロピレン20% < イソブチレン35%

その他のもの 3902.90

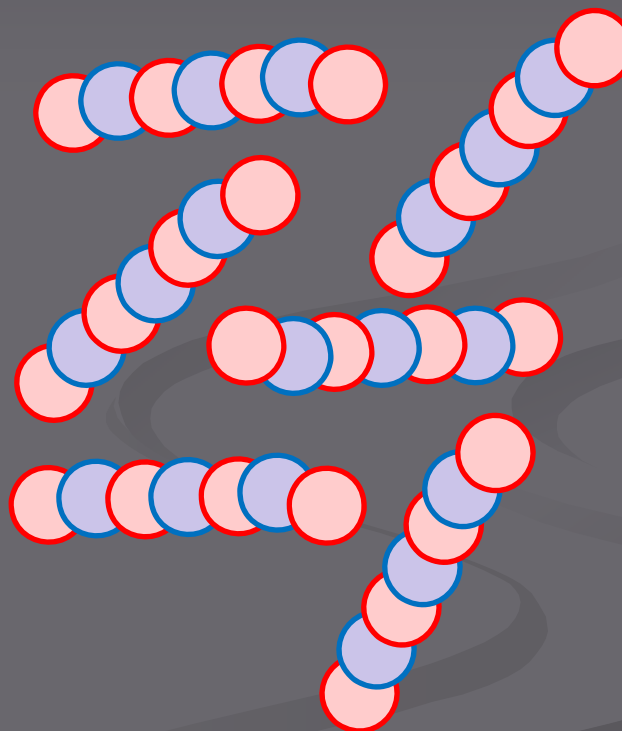
第39.02項に分類されるものだけを考慮して考える

共重合体とポリマーブレンドの違い

ポリマーブレンド



共重合体



● : モノマー-A、 ● : モノマー-B

共重合体とポリマーブレンド

共重合体とポリマーブレンドでは、
分類が異なる。

(例)

ポリプロピレン 90% + ポリエチレン 10%

共重合体

プロピレンの共重合体

3902.30

ポリマー
ブレンド

オレフィンの重合体の
その他のもの

3902.90

第39類と第40類の物品

第39類 プラスチック

ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリテトラフルオロエチレン、ポリ酢酸ビニル、エポキシ樹脂、ポリエステル、ポリアミド、ポリウレタン、フェノール樹脂、など

第40類 ゴム

ブタジエンゴム (BR)、スチレンブタジエンゴム (SBR)、アクリロニトリル-ブタジエンゴム (NBR)、エチレン-プロピレン-非共役ジエンゴム (EPDM)、など

第39類 と 第40類の区分

第40類注4

「合成ゴム」とは、

不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、**もとの長さの3倍**の伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内に**もとの長さの1.5倍以下**に戻るもの。……

プラスチックとゴムの違い

有機高分子物質で、

第40類注4(a)の規定を満たすもの **第40類のゴム**

第40類注4(a)の規定を満たさないもの

第39類のプラスチック

第40類注4 「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

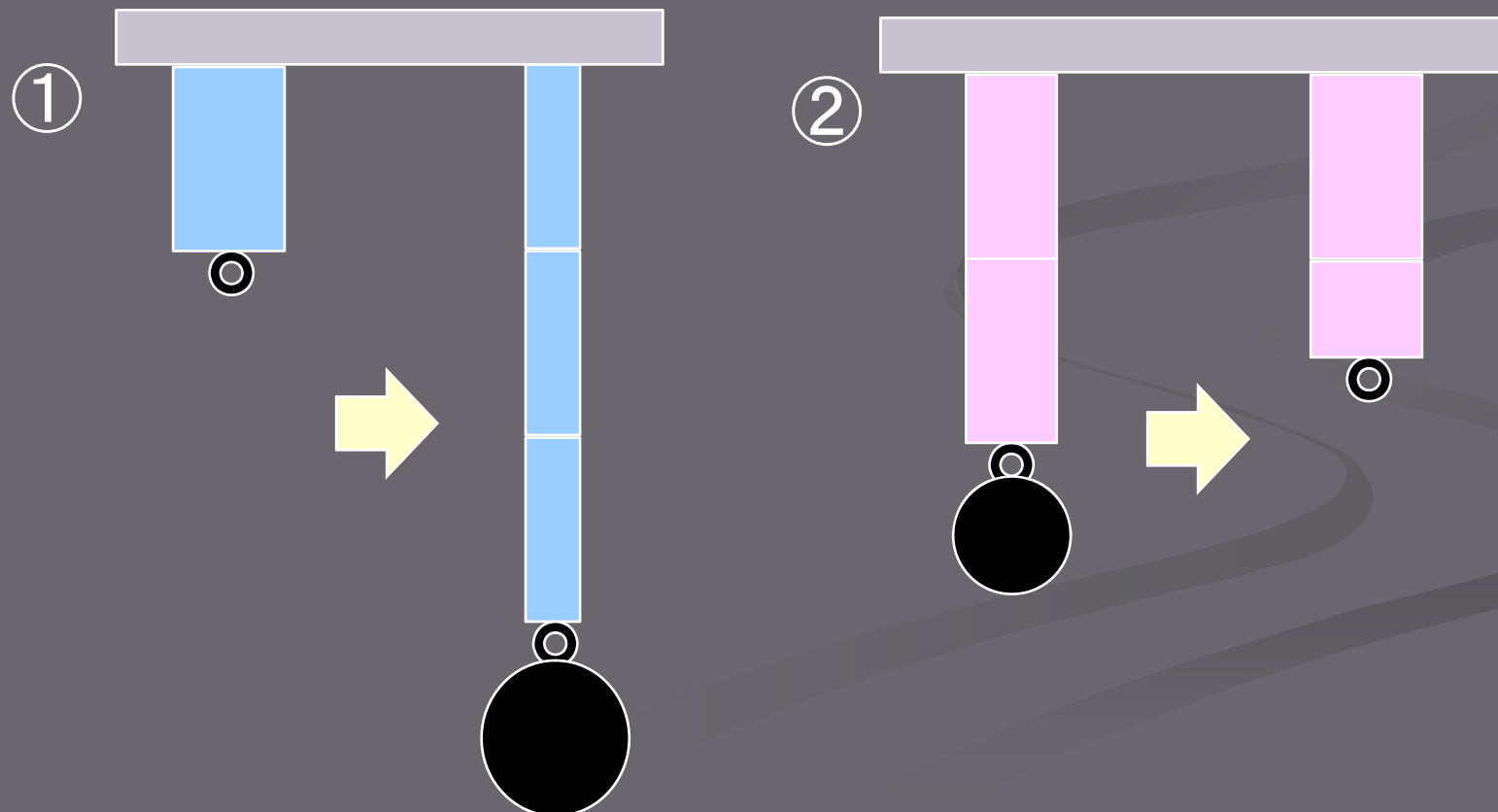
(a) 不飽和の合成物質で、…

もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、

もとの長さの2倍に伸ばした後もとの長さの1.5倍以下
に戻るもの

第40類の「合成ゴム」とは

もとの長さの3倍に伸ばしても切れない
もとの長さの2倍に伸ばした後、5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻る



関税率表のゴム

プラスチック
第39類

ゴム
第40類

エラストマー
TPR (熱可塑性ゴム)

関税率表のゴムと一般的なゴムでは
定義が異なる

合成重合体とその他の物品



合成重合体の一部は、他の類に分類されるものもある。
それぞれの注に該当するものは、各項に分類される。

合成重合体とその他の物品

～ 有機界面活性剤に分類されるもの～

第34類注3

第34.02項において有機界面活性剤は、温度20度において0.5%の濃度で水と混合し、同温度で1時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

- (a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定なエマルジョンを生成すること。
- (b) 水の表面張力を1メートルにつき0.045ニュートン(1センチメートルにつき45ダイン)以下に低下させること。

(例) ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル

合成重合体とその他の物品

～ 人造ろうに分類されるもの～

第34類注5

第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。

- (a) 化学的に得た有機物で、ろうの特性を有するもの
(水溶性であるかかないかを問わない)
- (b) ~ (c) (略)

第34類解説

ろうは、次の特性を有していなければならない。

- (1) 滴点が40度を超えること、かつ、
- (2) 滴点より10度高い温度で、粘度が $10\text{Pa}\cdot\text{s}$ 以下であること。

(例) ポリエチレンワックス

合成重合体とその他の物品

～ 低分子量ポリオレフィンに分類されるもの～

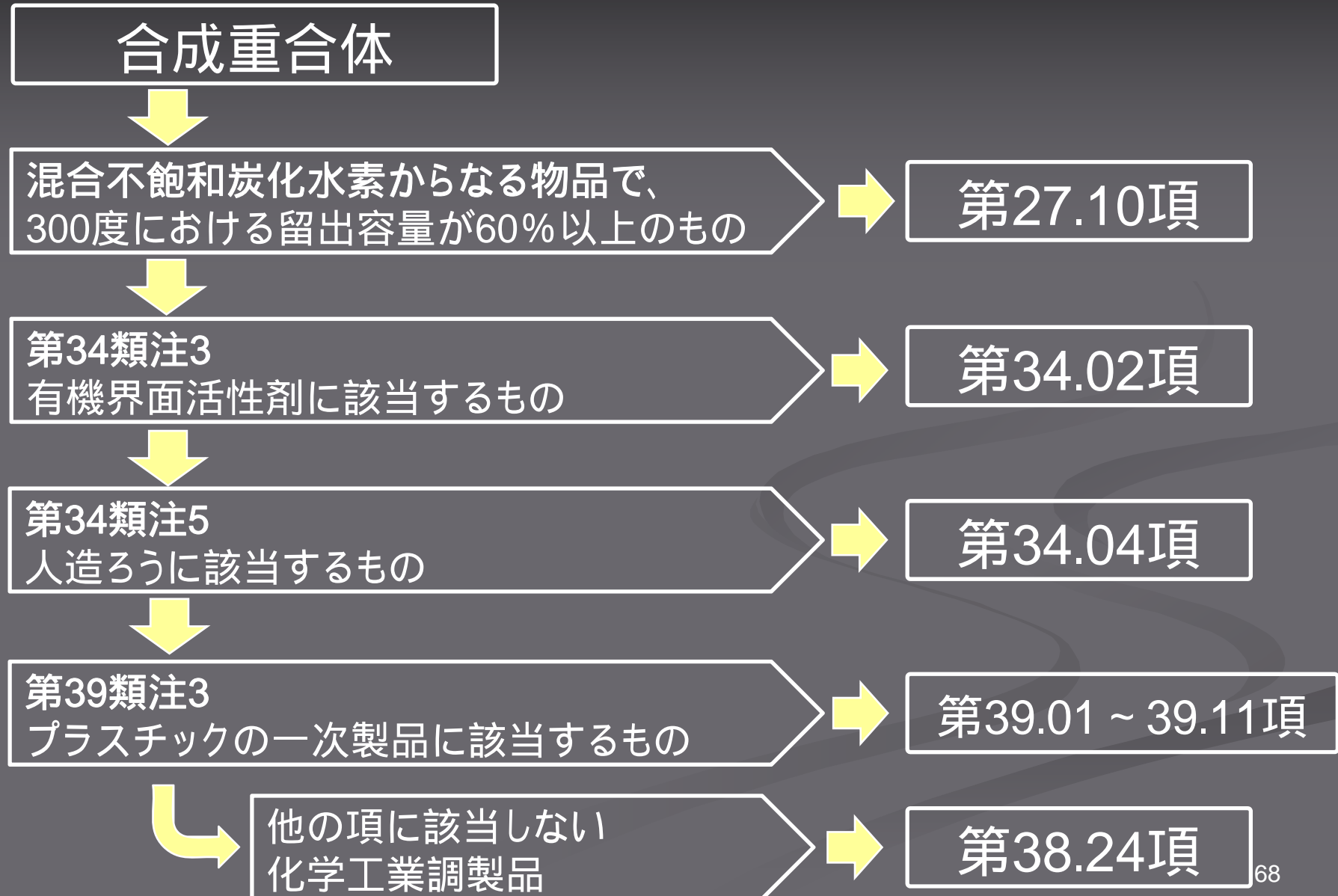
第27類注2

第27.10項において「石油及び歴青油」には、…
その製法を問わず、これらに類する物品及び主として
混合不飽和炭化水素からなる物品…を含む。

ただし、同項の「石油及び歴青油」には、
減圧蒸留法により蒸留した場合において1,013ミリバールに
換算したときの温度300度における留出容量が全容量の
60%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない。

- ・300度における留出容量が60%未満 39.01項又は39.02項
- ・300度における留出容量が60%以上 27.10項

合成重合体とその他の物品



分類事例

ポリオキシエチレンアルキルエーテル



性状：液体

単量体の数 n ：平均10個

0.5%水溶液の表面張力：50 dyne/cm

第34類注3
有機界面活性剤に該当しない



第34.02項

第34類注5
人造ろうに該当しない



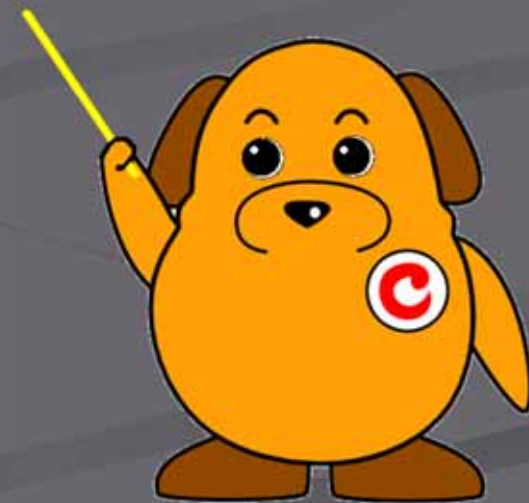
第34.04項

第39類注3
プラスチックの一次製品に該当する



第3907.20号

合成重合体をもととする物品の 分類について



接着剤の分類

第35.06項 調製膠着剤その他の調製接着剤
及び膠着剤又は接着剤としての使用
に適する物品

3506.10 膠着剤又は接着剤としての使用に適する
物品（膠着剤又は接着剤として小売用に
したもので正味重量が1キログラム以下の
ものに限る。）

3506.91 ゴム又は第39.01項から第39.13項までの
重合体をもととした接着剤

接着剤の分類

第35.06項 調製膠着剤その他の調製接着剤
及び膠着剤又は接着剤としての使用
に適する物品

3506.10 膠着剤又は接着剤としての使用に適する
物品であれば、成分を問わない。
(但し、他の項に該当するものは除く)

3506.91 接着剤として使用される物品であっても、
成分によっては、分類されないものもある。

接着剤の分類

第3506.91号に分類される条件

接着剤として使用するために特に配合された調製品で、

39.01項から39.13項までの重合体又はそれらの混合物から成り、

39類に該当しない他の物品(例えば、ろう。)を加えたもの

【他の物品】・・・39類の物品への添加が許容されていないもの
(充てん料、可塑剤、溶剤、顔料等以外のもの)

接着剤の分類

第3506.91号に分類される条件

- ・ 39.01項から39.13項までの重合体
+
- ・ 39類の物品への添加が許容されているもの
(充てん料、可塑剤、溶剤、顔料等)
+
- ・ 39類の物品への添加が許容されていないもの
(例えば、ろう等)

塗料の分類

第32.08項 ペイント及びワニス

(合成重合体又は化学的に変性した天然重合体をもととしたもので**水以外の媒体**に分散させ又は溶解させたものに限る。)

第32.09項 ペイント及びワニス

(合成重合体又は化学的に変性した天然重合体をもととしたもので**水性媒体**に分散させ又は溶解させたものに限る。)

水性媒体・・・水又は水と水溶性溶剤との混合物
からなる媒体

塗料の分類

第32.10項 その他のペイント及びワニス

第32.10項に分類されるもの

- ・ 亜麻仁油又は天然樹脂をもととする塗料
- ・ 溶剤を含んでいない塗料
- ・ ゴムをベースとする塗料

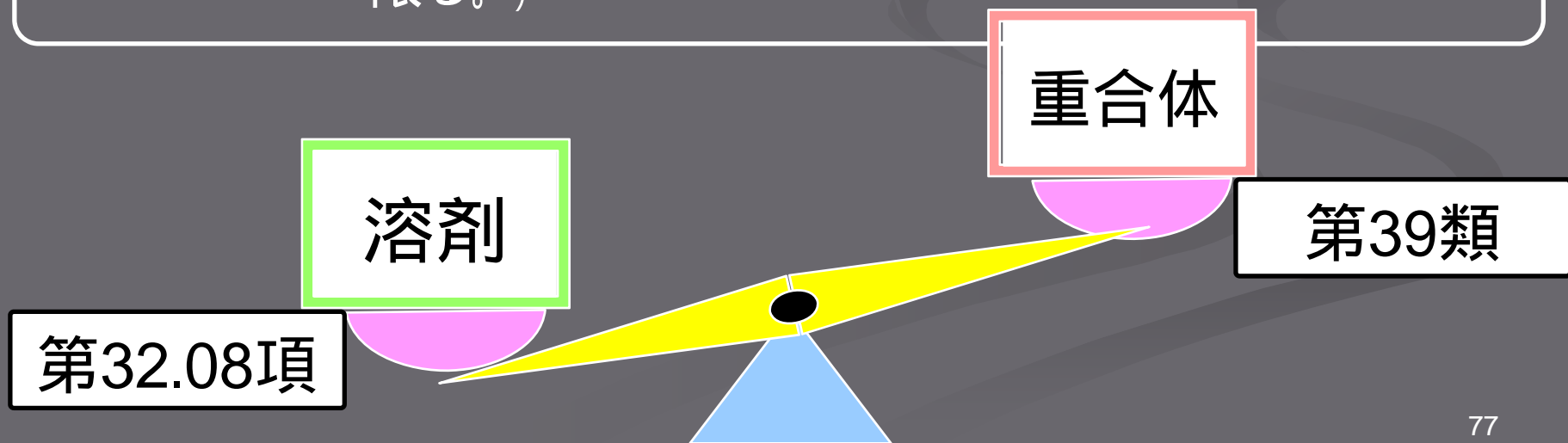
第32.10項に分類されないもの

- ・ 主としてプラスチックからなる粉体塗料 39類
- ・ 印刷用インキ 32.15項

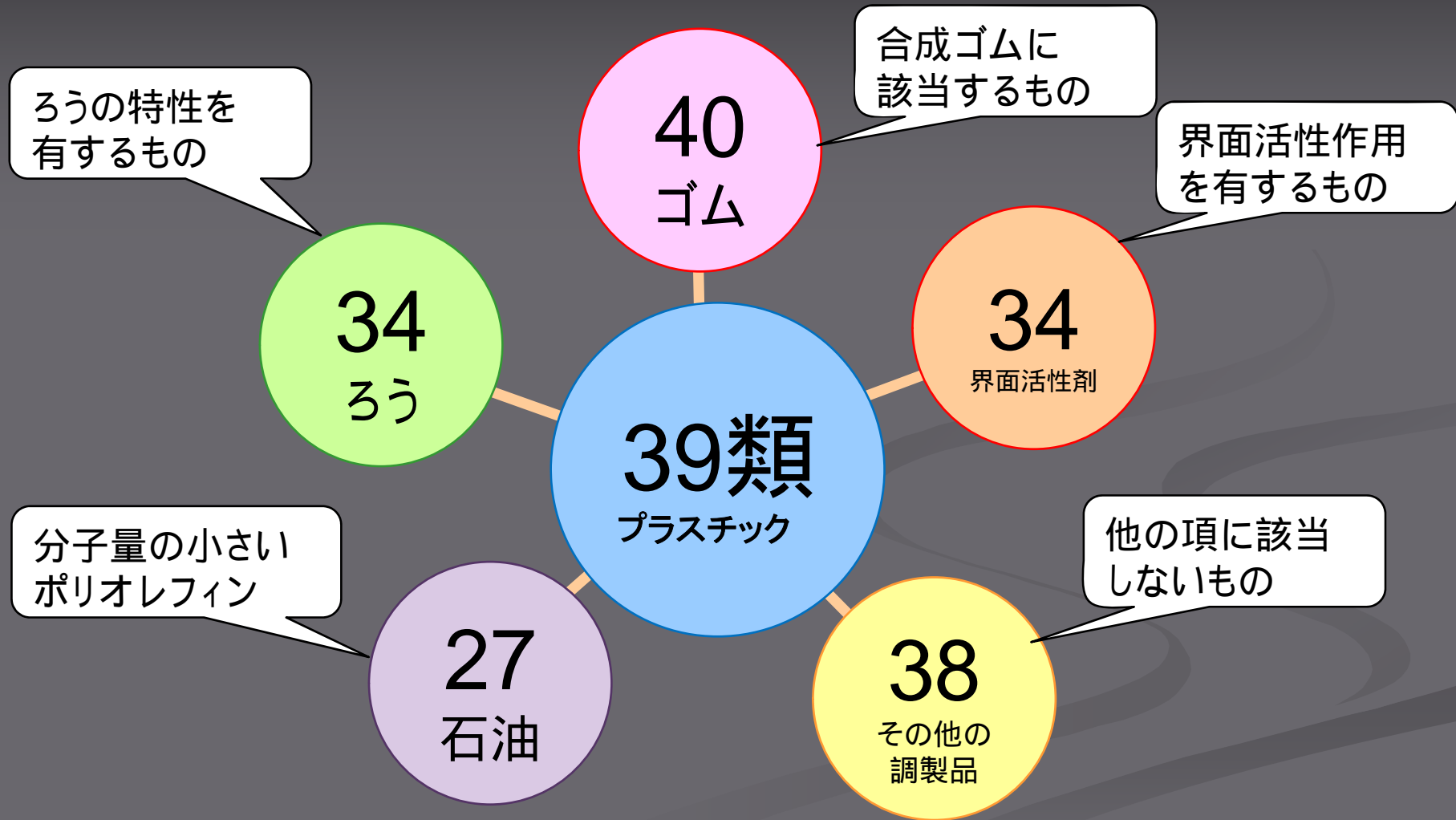
塗料の分類

第32.08項 ペイント及びワニス…
…並びにこの類の注4の溶液

第32類注4 第32.08項には、第39.01項から第39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液
(溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限る。)



第39類のプラスチックと関連する物品



文書による事前教示



文書による事前教示

「文書による事前教示」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を文書で照会し、
文書で回答を受けることができる制度

「文書による事前教示」のメリット

事前の計画性・・・事前に分類・関税の税率がわかる
迅速な通関・・・輸入時の通関・引取りが早くなる
分類の安定性・・・輸入通関に際して3年間尊重される
分類の統一性・・・全国どこの税関でも採用される

文書による事前教示

「文書による事前教示」の様式の入手

税関HP (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロード

トップページの「輸出入の手続き」

「税関様式及び記載要領」

「関税法関係 [C]」で、様式の一覧表

「事前教示に関する照会書 (C-1000)」

お問い合わせ先

電話 : 03-3529-0700

E-mail : tyo-gyomu-info@customs.go.jp

tyo-gyomu-bunrui@customs.go.jp